

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年6月19日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (官房部局)
柳田総務課長

議 題

人事院規則2－8の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則2－8の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 2—8 (人事院の顧問及び参与)の一部改正について

令和 7 年 6 月 1 9 日
官 房 部 局

1 人事院規則 2—8 (人事院の顧問及び参与)の一部改正 (人事院規則 2—8—3)

社会経済情勢や国際情勢が激しく変化し、行政が対処すべき課題が高度化、複雑化している状況において、今後も引き続き、多様な有意な人材を獲得し、職員一人一人がその能力を最大限に発揮できる公務を目指して、人事院として総力を挙げて施策の推進に取り組んでいく必要がある。

施策の推進に当たっては、人事院外の人事行政に関し見識のある者に意見を伺うことも重要である。

こうした人事院外の知見を活用するために、人事院では、規則 2—8 に基づいて、顧問及び参与を置くことができるとされている。その顧問及び参与の人数については、参与が 12 人以内とされている一方で、顧問は 1 人に限定されている。

今後より多くの知見を活用していくことが可能となるよう、顧問の人数について改正を行うこととしたい。

2 改正内容

規則 2—8 第 1 条第 1 項の「顧問一人」を「顧問若干人」とする。

3 公布日及び施行日

令和 7 年 7 月 1 日公布、施行

※ 公布の日に人事院総裁が欠けているときは、人事院規則の改正案中「人事院総裁 川本裕子」とあるのは、「人事院総裁職務代行 人事官 伊藤かつら」とする。

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二一八（人事院の顧問及び参与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二一八―三

人事院規則二一八（人事院の顧問及び参与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一八（人事院の顧問及び参与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（顧問） 第一条 人事院に、顧問若干人を置くことができる。	（顧問） 第一条 人事院に、顧問一人を置くことができる。

2
5
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2
5
(略)